

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制の充実

学識経験者、市民団体、事業者などで構成される「博多湾環境保全計画推進委員会」において、計画の進行管理や施策の効果の評価、新たな対策の検討などを行い、計画の着実な推進を図ります。

関連部局が連携を強化するとともに、庁内横断的な組織を活用して、博多湾の環境保全について総合的な調整を図っていきます。また、福岡都市圏全体や福岡県、国などとの広域的な連携・協力のもとでも取り組んでいきます。

2 各主体との連携

家庭の日常生活などにより発生する生活排水や、河川や海岸に不法に捨てられるごみなどは、博多湾の環境に負荷を与える要因となっており、博多湾の環境を保全するためには、行政の取組みだけでなく、市民一人ひとりの環境に配慮した行動が必要となっています。

このため、市民一人ひとりの行動や地域における環境保全活動、河川・海岸の清掃、干潟の保全活動、植林活動など、市民・事業者・NPO等市民団体などの主体的・自主的な取り組みを支援し、互いに共働・連携した活動を推進します。

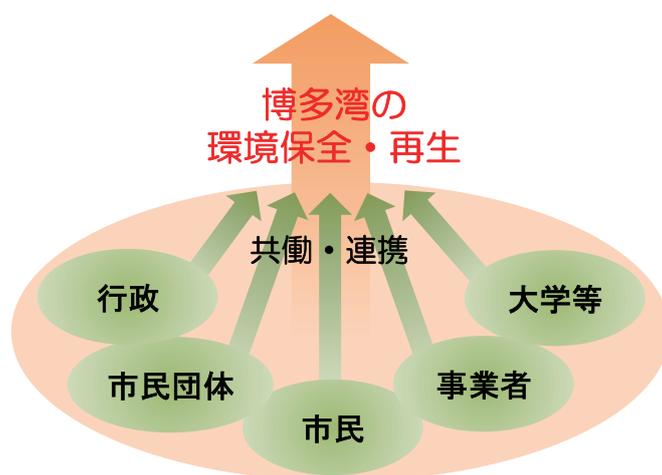


図 4-1 各主体の連携イメージ



3 計画の進行管理

(1) 進行管理の実施方針

本計画の確実な推進を図るため、定期的な点検・評価を実施するとともに、今後の社会状況の変化などにも柔軟に対応できるよう、適切な見直しを行っていきます。

計画【Plan】で定めた方向性に従って、個別の施策・事業を実施【Do】し、環境の状況や個別の施策・事業の取組状況などを毎年把握【Check】し、「博多湾環境保全計画推進委員会」による評価を踏まえ、最新の科学的知見や社会経済情勢の推移をみながら、今後の取組みについて必要に応じて適切な見直し・改善【Action】を行う、「PDCA サイクル」による順応的管理を継続的に実施することで、計画を確実に推進していきます。

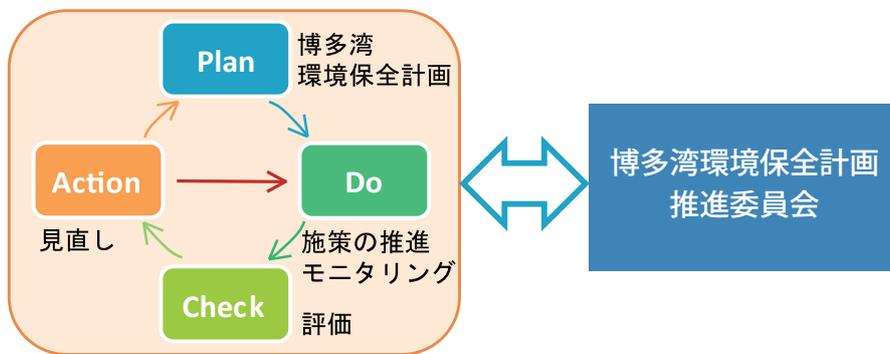


図 4-2 PDCA サイクルによる計画の推進

(2) モニタリングの実施

計画の進行管理を行うにあたっては、水質・底質の状況、生物の生息・生育状況や人の利用状況が、目標達成の度合いを判断する指標となります。このため、各海域における水質・底質や生物について、これらの変動を規定する気象や流況などと合わせて計画的なモニタリングを推進します。特に生物については、生活史や生息環境の特性、身近さ、水産資源、希少性を考慮し、湾内の多様な環境の変化を適切に把握できる指標を選定して長期的にモニタリングを行います。モニタリングは、行政、事業者、市民、大学等研究機関など、様々な主体との共働によって実施できるようなしくみづくりを検討していきます。

モニタリングの結果に対する評価にあたっては、水質の環境基準だけでなく、生物の食物連鎖の構造や生活史を通じた生息・生育の場の保全により、博多湾の健全な生態系の機能が維持され、また、広く市民に利用されているかを基準とします。



4 調査・研究の推進

博多湾の環境保全にとって今後対策が必要となると予想される項目については、将来的な視点および予防的見地に立って、調査・研究を推進する必要があります。

調査・研究を行うにあたっては、国や県、大学等研究機関などとの連携を図ります。

(1) 広域的な課題に係る調査・研究

① 地球温暖化（気温・水温の上昇、平均潮位の上昇）による影響

気温・水温の上昇や平均潮位の上昇に伴い、干潟面積の減少や潮流速の低下に伴う赤潮や貧酸素水塊の発生助長などが懸念されるため、博多湾において地球温暖化がもたらす影響を注視していく必要があります。

② 浮遊・漂着・海底ごみによる生物への影響

海面や海岸、海底などに浮遊・堆積しているごみは、プラスチック製のものが砕けて微細な粒子となったマイクロプラスチックなどを含めて、生物等への影響が懸念されています。必要に応じて、国内外における対応や、博多湾においてそれらごみがもたらす影響を注視していく必要があります。

③ バラスト水などによる生物への影響

船舶のバラスト水（船体を安定させるために船舶に積まれる水）等に含まれる生物が、船舶とともに移動し、港湾において排水されること等により、本来生息していない環境下で繁殖するなど、生態系に影響をもたらすことが懸念されています。そのため、平成21年以降、新造船に対してバラスト水の処理装置の搭載が義務付けられています。世界や国内におけるバラスト水への対応について注視しながら、必要に応じて博多湾の状況も把握していく必要があります。

④ 博多湾と湾外（玄界灘）との関連

生物生産を支える基礎生産に必要な栄養塩は、主に陸域から供給されていると考えられていますが、最近の知見によると、瀬戸内海では外洋からの栄養塩供給が無視できないものであることがわかってきています。必要に応じて、博多湾と湾外との栄養塩の関連について把握していく必要があります。

(2) 実態解明に向けた課題に係る調査・研究

① 生物の生息・生育に適した栄養塩の濃度およびバランス（N/P比）

博多湾では、冬季の海藻養殖に対するリン不足が懸念されているため、全窒素・全リンに加え、植物プランクトンに直接利用される無機態窒素・無機態リンについても、博多湾における生物の生息・生育に適した栄養塩の濃度やN/P比について検討する必要があります。



② 博多湾における豊かな生物生産に必要な基礎生産量

冬季の海藻養殖に対するリン不足がみられており、生物生産に必要な基礎生産量に与える影響は明らかになっていないため、博多湾において豊かな海の恵みを楽しむ生物生産に必要な基礎生産量について検討する必要があります。

③ 貧酸素水塊発生抑制対策

博多湾においては、毎年夏季を中心に貧酸素水塊が継続して発生していることから、海水の鉛直混合の促進や底泥への有機物供給の抑制、底質の改善、二枚貝類等を利用した生物的手法等による貧酸素水塊の発生抑制対策について検討する必要があります。

④ 地下水が海域へ直接流入する負荷

地下水が博多湾へ直接流入する負荷量の実態と、これが博多湾の水質の変動に与える寄与について検討する必要があります。

⑤ 生物生息環境の保全に必要な土砂供給量など

海域などの生物生息環境を維持するには適度な土砂供給や微量元素が必要であることから、博多湾の生物生息環境の保全にとって適切な土砂供給量や微量元素について検討する必要があります。

⑥ 生活関連化学物質による生物への影響

化粧品、香料、医薬品などの生活関連の化学物質が分解されずに海へ流出し、生物へ影響を及ぼしているといわれています。博多湾におけるこれら生活関連化学物質の実態とその影響について注視していく必要があります。

(3) その他

① 新たに設定される環境基準項目（底層溶存酸素量）への対応

水質の汚濁に係る環境基準に、現在設定されている COD や全窒素、全リンなどに加えて、底層溶存酸素量が追加されています。この底層溶存酸素量の低下（貧酸素状態）に対する取組みについては、「第3章 6 浅海域」に記載していますが、この新たに追加された環境基準を達成するための更なる検討が必要と考えられます。

また、この底層溶存酸素量のほか、水生植物の目標水深や親水利用の目的に応じた指標として、沿岸透明度が地域にとって適切な目標（地域環境目標^{*}）として設定される予定です。

^{*}平成28年9月時点では、地域環境目標（仮称）となります。

